

資料編

1 策定経緯

2 用語集

1 策定経緯

(1) 市民意見募集、説明会等

①都市計画マスタープランの改定に向けた取組の開始を公表

- ・公表日：平成27年3月26日
- ・都市計画マスタープランの改定に向けた取組の開始を公表

②都市計画マスタープランの見直しに関するアンケートの実施

- ・調査期間：平成27年9月18日～10月9日
- ・調査概要：郵送、市内在住者無作為抽出3,000名
- ・調査目的：日常の行動範囲や居住環境として望まれていることの把握など
- ・有効回答数：1,609通（有効回収率53.6%）

③都市計画マスタープラン全体構想見直しの方向性の策定及び意見募集

- ・調査期間：平成28年2月18日～3月18日
- ・閲覧場所等：ホームページに全資料を掲載
情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、支所、図書館・分館、市民館、
教育文化会館、公文書館、都市計画課
- ・意見書受付：郵送、持参、FAX、メール
- ・意見書総数：12通（22件）

④改定素案に関する市民説明会

- ・日程（会場）：10月5日（麻生市民館）
10月12日（川崎市総合福祉センター（エポックなかはら））
10月16日（市役所第4庁舎）
- ・参加者総数：71名
- ・質疑総数：48件

⑤改定素案に関するパブリックコメント

- ・調査期間：平成28年9月7日～10月31日
- ・閲覧場所等：ホームページに全資料を掲載
情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、支所、図書館・分館、市民館、
教育文化会館、公文書館、都市計画課
- ・意見書受付：郵送、持参、FAX、メール
- ・意見書総数：32通（86件）

⑥改定案の縦覧（意見募集）

- ・調査期間：平成29年1月18日～2月1日
- ・閲覧場所等：ホームページに全資料を掲載
情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、支所、図書館・分館、市民館、
教育文化会館、公文書館、都市計画課
- ・意見書受付：郵送、持参、FAX、メール
- ・意見書総数：12通（43件）

(2) 川崎市都市計画審議会

(改定に向けた取組開始の報告)

- ・平成27年3月26日 第65回 川崎市都市計画審議会

(改定の検討段階)

- ・平成27年 6月 8日 第1回 都市計画マスタープラン小委員会
- ・平成27年 8月20日 第2回 都市計画マスタープラン小委員会
- ・平成27年11月17日 第3回 都市計画マスタープラン小委員会
- ・平成28年 2月 5日 第4回 都市計画マスタープラン小委員会

(改定素案及び改定案の策定段階)

- ・平成28年 6月28日 第5回 都市計画マスタープラン小委員会
- ・平成28年 8月24日 第6回 都市計画マスタープラン小委員会
- ・平成28年12月 都市計画マスタープラン小委員会による改定案の確認

(最終とりまとめ)

- ・平成29年 3月24日 川崎市都市計画審議会にて諮問・答申

2 用語集

あ行

ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報や通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。
NPO	Non Profit Organization（民間非営利組織）の略。環境・福祉などの非営利活動を行う市民団体の総称。平成 10（1998）年に特定非営利活動団体に法人格を付与する「特定非営利活動促進法」が施行された。
援農ボランティア	一般市民が人手不足に悩む農業者の農作業を支援する制度。
温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどの海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質のある気体。温室効果ガスの増加により、大気の温室効果が強まったことが、地球温暖化の原因と考えられている。

か行

海岸保全基本計画	「海岸法」に基づき、地域の意見を反映した、海岸保全および、海岸保全施設の整備に関する基本的な計画として、都道府県知事が全国の 7 1 沿岸区分ごとに定めるもの。
街区公園	「都市公園法」に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。1 箇所当たり 0.25ha を標準として設置する。
かながわサイエンスパーク（KSP）	株式会社ケイエスピーを中心母体として、高度先端企業や研究機関が集積する日本で初めての都市型サイエンスパーク。
川崎エコタウン	平成 9（1997）年に川崎臨海部全体を対象に、環境と産業の調和したまちづくりを目指す「環境調和型まちづくり構想」を策定し、政府から認定を受けた、国内第 1 号のエコタウン地域。市内産業の活性化とともに、国内外の資源循環の促進に向けて取組を進めている。
川崎市協働・連携の基本方針	今後の協働・連携の取組を進める際に持つべき視点や取組の方向性を明らかにすることを目的として、協働・連携に関する市としての基本的考え方や方向性を示すもの。（平成 28（2016）年 3 月）
川崎市総合計画	地方自治体が行政運営を総合的かつ計画的に行うことを目的として定める計画で、長期的な指針となるビジョンを定めた「基本構想」、政策の方向性を定めた「基本計画」、具体的な施策の取組内容等を定めた「実施計画」の 3 層で構成されている。（平成 28（2016）年 3 月策定）
川崎市地区まちづくり育成条例	市民が主体となって、身近な居住環境の維持・改善に取り組む活動を進めていく際に必要な手続きや仕組みを定めたもの。（平成 21（2009）年 12 月制定）
川崎市無電柱化整備基本方針	市内の無電柱化の一層の推進を図るために、重点化するエリアを設定するなどの方向性を定めたもの。（平成 23（2011）年 3 月策定）
かわさきハザードマップ	「川崎市地震被害想定調査報告書」や「多摩川・鶴見川ハザードマップ」、「土砂災害ハザードマップ」等の複数の所管部署にわたる災害リスク情報等を一元化したもの。

環境ロードプライ シング	首都高横浜羽田空港線（以下横羽線）沿線の住宅地域の沿道環境を改善することを目的に、首都高湾岸線・川崎線を利用する大型車の料金を割引くことで、横羽線と料金に差を設け、横羽線から湾岸線への転換を図る施策のこと。
管理運営協議会	公園利用に係わる規制緩和を推進し、地域コミュニティの核としての公園の利活用を図るとともに、市民との協働による管理運営を進めることを目的として、平成18（2006）年から実施された地元管理の取組。
基幹的広域防災拠 点	首都圏における広域的・甚大な災害に対して円滑かつ効率的な応急復旧活動の拠点として活用されるもので、川崎臨海部の東扇島地区は災害時の物流のコントロール機能や自衛隊等広域支援部隊のベースキャンプとしての機能を担う。平常時には、東扇島東公園として市内で唯一の人工海浜を持つ親水公園として利用される。
急傾斜地崩壊危険 区域	急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命、財産を守るため、崩壊防止工事等が進められる区域のこと。「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、神奈川県知事が指定する。
休耕農地	一時的に耕作が行われていないが、必要があればいつでも耕作できるような農地。
狭あい道路	幅員が4m未満の狭い道路。
協調建替	複数の土地所有者等が一体性に配慮した設計に基づいて、各戸の敷地で行う建替え。
緊急輸送路、緊急 交通路	震災時における救出救助活動、救命救急活動、消火活動及び救援物資の輸送等を効率的かつ円滑に実施するために確保された道路のこと。緊急交通路は、県公安委員会が、災害応急対策の円滑な実施のために交通規制を行う道路で、緊急輸送路は、市が被災者の避難や物資を輸送するために指定した道路のこと。
キングスカイフロ ント	川崎区殿町地区の愛称。羽田国際空港の前の拠点において日本の成長を牽引し、世界の持続的な発展のためのイノベーションを創出する地区。
近隣公園	「都市公園法」に基づく都市公園で、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり2haを標準として設置する。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
グローバル化	社会的あるいは経済的活動が、国家や地域などの境界を越えて広がっていくこと。
交通結節機能	鉄道とバスなど交通手段相互の乗換えや歩行が効率的かつスムーズに行えるなど交通機関を乗り継ぐ場所に求められる機能のこと。
景観形成地区	「川崎市都市景観条例」に基づき指定される、住民が主体的に都市景観の形成に取り組む地区のこと。景観形成の方針・基準を定め、建築行為などの届出や公共事業の推進によって都市景観の形成を図ることを目的に定めるもの。
建築協定	「建築基準法」に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進し、また、地域の環境を改善することを目的として、土地所有者がその全員の合意によって、建築物についての基準（位置、構造、用途、形態、意匠等）を定める制度。
建築物環境配慮制 度 CASBEE 川崎	川崎市の基本構想に掲げる「環境に配慮したしくみをつくる」という政策の基本方向に沿って、地球温暖化その他環境への負荷の低減を図ることを目的とし、持続可能な建築物を普及促進するため、建築物の建築に際し、建築主に対して環境への配慮に関する自主的な取組を促すもの。

高規格堤防	従来の堤防の外側を盛土し、堤防の幅を高さの30倍程度に広げた堤防のこと。従来の堤防は水位が限界に達すると決壊し、水が溢れるが、高規格堤防は後背地全体が高くなっているため、決壊を防ぐことができ、耐震設計を行うため地震に対しても安全な堤防である。 また、堤防上については、通常の土地利用が可能。
コージェネレーション	あるエネルギー源から、電気と熱など複数の異なるエネルギーを同時に得るシステムのこと。エネルギー効率の大きな改善が可能となる。
コミュニティ交通	在来の路線バスの運行がない、あるいは道路幅員などの理由で運行できない地域などを対象に、自治体、住民、NPOなどが中心となって導入し地域の足となる乗り合い型の公共交通のこと。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅	平成23(2011)年、「高齢者住まい法」の改正により、従来の高齢者優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅が統合・廃止され創設された、バリアフリー構造、一定の面積・設備を有し、ケアの専門家による見守りサービス（安否確認・生活相談）を提供する高齢者向けの住宅。
災害危険区域	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、神奈川県知事が指定した「急傾斜地崩壊危険区域」を川崎市長が「災害危険区域」として指定するもの。がけ崩れによる建築物の倒壊及び人身への直接的な被害を防止するため、区域内において建築物の構造等が規定される。
市街化区域	「都市計画法」に基づく区域区分の一つ。既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべく区域として定めるもの。
市街化調整区域	「都市計画法」に基づく区域区分の一つ。市街化を抑制すべき区域として定めるもの。
市民防災農地	災害時に農地を市民の一時避難場所、又は仮設住宅建設用地・復旧用資材置き場として利用させていただき、災害時に市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てるもの。
住宅セーフティネット	住宅市場のなかで独力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体の状態等に適した住宅を確保できるようさまざまな仕組み。
自立分散型エネルギー	再生可能エネルギーなど、地域の特性を踏まえた多様かつ小規模なエネルギーの供給体制を組み合わせ、地域で必要とされる電力を賄い、災害時に電力供給が停止した場合においても、地域で自立的にエネルギーを確保できるシステム。
新川崎・創造のもり	産学公民の連携により、21世紀を支える新しい科学技術や産業を創造する研究開発拠点の形成と次代を担う子どもたちが科学・技術への夢を育む場づくりを目的として整備が進められている地区。（新川崎地区）
スプロール	市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。
スマートシティ	電力の有効利用に加え、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーの「面的利用」や、地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせた、エリア単位での次世代エネルギー・社会システムの概念のこと。

生活行動圏	鉄道沿線を中心に展開している市民の日常的な生活圏として、川崎駅・臨海部周辺エリア、川崎・小杉駅周辺エリア、中部エリア、北部エリアの4つに大別したエリア。
生産緑地地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。市街化区域内にある農地等のうち、公害や災害の防止、生活環境の確保などに相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているものを市町村が指定する。生産緑地地区に指定された農地は、税制面での優遇が受けられる一方で、農地保全の観点から建築物などの新築・増改築は制限される。
総合公園	「都市計画法」に基づく都市公園の一つで、都市住民全般の休息、観賞、散策、遊戯、運動など総合的に利用することを目的とする公園。都市規模に応じ、1箇所当たり10～50haを標準として設置する。
総合設計制度	市街地環境の整備を図ることを目的とした、「建築基準法」に基づく制度の一つ。敷地内に一定以上の公共的なオープンスペースを確保する場合などに、容積率や高さの制限が緩和される。

た行

宅地造成工事規制区域	「宅地造成等規制法」に基づき指定される区域。宅地造成に伴い災害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域で、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるもの。
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
多摩川景観形成ガイドライン	多摩川の魅力を活かした街なみづくりの推進を図るために、多摩川の沿岸地域で建築行為や開発行為等を行う際の基本的なルールを設定したもの。（平成20（2008）年3月策定）
多摩川水系河川整備計画	多摩川（国の直轄管理区間）における、治水、利水、環境を総合的にとらえた河川整備計画。（平成13（2001）年3月策定）
地域生活ゾーン	ターミナル駅等を中心としたおおむね行政区の単位。
地域包括ケアシステム	介護、医療、予防、住まい、生活支援が一体的に提供され、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制。
地域緑化推進地区	緑豊かな住み良い環境のまちにするために、地区における緑化の内容や緑化された土地の管理などを住民自らが計画し、自主的に緑化を推進しようとする地区のうち、計画案を条例に基づき市長が認定した地区。
地区計画	「都市計画法」に基づく制度の一つ。地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するため、建築物の形態や道路、公園の配置等について、住民の意向を反映し、市が定める都市計画。
地区公園	「都市公園法」に基づく都市公園の一つ。主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり4haを標準として設置する。
地区コミュニティゾーン	住まいを起点とした町内会や自治会などの地域の基礎的な単位。
地産地消	地元で生産された農産物を地元で消費すること。

長期優良住宅認定制度	構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する住宅について、その建築及び維持保全に関する計画を認定する制度。
超高齢社会	65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。
鶴見川流域水害対策計画	流域の浸水被害を防止・軽減する目的で進める河川整備、下水道整備、流域対策についての計画。河川管理者および下水道管理者、流域自治体が共同で策定している。(平成19(2007)年3月策定)
鶴見川流域水マスタープラン	鶴見川流域で健全な水循環系構築をめざし、流域の市民、企業、行政が連携して、水循環系に関わる各計画、施策を総合的に進めるための基本となる計画。
低炭素建築物認定制度	建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための措置が講じられている建築物について、「低炭素建築物新築等計画」を認定する制度。認定を受けた建築物は、税制優遇や容積率の緩和等を受けることができる。
低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン	拠点地域等における開発計画において、地球環境への配慮や都市の成長に資する取組みを適切に評価することで、事業者の積極的な取組みを促す、容積率特例制度等の運用の考え方等を示したガイドライン。(平成27(2015)年3月策定)
テクノハブイノベーション川崎(THINK)	民間主導により川崎臨海部渡田地区で進められているプロジェクトで、既存の研究開発支援機能を活用して、新事業の創出、新分野進出への支援や産学連携共同研究を実現するサイエンスパーク。
東京メガグループ	JR東日本が他の鉄道会社との結節点を多く持つ東京圏の環状線群で武蔵野・京葉・南武・横浜各線のことを統括する名称。
道路整備プログラム	川崎市内で進める道路整備について、客観的な指標などを用いた整備効果の高い箇所を選定することで、整備箇所の重点化を図るとともに、計画や目標を市民と共有し、円滑で効率的・効果的な道路整備を推進するための計画のこと。現在の道路整備プログラムは、平成28年度から37年度までの計画を示している。(平成28(2016)年3月策定)
特定都市河川	「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき指定される河川。著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、総合的な浸水被害対策を講じるため、流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出の抑制のための規制、都市洪水想定区域等の指定・公表等が定められる。
特別用途地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。用途地域を補完するもので、特別の目的から特定の土地利用の増進又は環境の保護等を図るために定めるもの。
特別緑地保全地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。都市計画区域内の良好な自然環境を形成する樹林地、草地、水辺等で一定の要件に該当する地区を保全するために定めるもの。この地区内では、建築物の建築や宅地造成、木竹の伐採は厳しく規制される。
都市計画基礎調査	「都市計画法」により定められた、都市計画区域内における都市計画に関する基礎調査。おおむね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しについて調査される。
都市計画区域	「都市計画法」による都市計画に関する規制等の適用を受ける区域。自然的・社会条件的、人口・土地利用・交通量などの現況、推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

都市計画区域の整備、開発および保全の方針	「都市計画法」に基づき、都市計画区域ごとに定める土地利用や都市施設、市街化開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針。
都市再生緊急整備地域・特定都市再生緊急整備地域	都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、政令で指定する地域。特定都市再生緊急整備地域は、都市再生緊急整備地域の内から、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で指定する地域。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のこと。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

な行

農業振興地域	優良農地を保全しつつ、地域農業の振興を図るため、農用地利用計画や農業生産基盤の整備等を示した農業振興地域整備計画により、今後、相当期間（おおむね 10 年以上）、農業振興を図るべきと指定された地域。
ノンステップバス	入口から出口まで床面に段差のない低床式の路線バスのこと。車いすの乗車も可能である。補助スロープやニーリング装置（床面を更に下げる装置）により、車いすでの乗降もスムーズに行える。

は行

バイオマス	植物や動物などの再生可能な生物由来のエネルギー資源で、化石資源を除いたもの。
パブリックコメント	市民生活に重要な計画、制度などの策定に際し、あらかじめその概要を公表し、市民からの意見を募り、その意見を十分考慮して意思決定を行う手続きのこと。
バリアフリー	公共建築物や道路、住宅における段差の解消など、高齢者や障害者などに配慮された設計・仕様のこと。
バリアフリー基本構想・推進構想	「バリアフリー法」に基づき、市が作成する。重点整備地区において、公共交通機関や建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために事業に関する基本的な構想と地区の整備方針を定めるもの。
ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地被覆の減少、さらに冷暖房等の人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。
平瀬川支川改修基本計画	平瀬川支川の将来の河川改修に先立ち、行政と市民の協働による水辺環境の保全や潤いのある川づくりを進めるための計画。（平成 14（2002）年策定）
風致地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。自然の景観を維持し、また、名勝・史跡等の環境保護等、都市空間における自然環境の保全を図るために定めるもの。

福祉のまちづくり条例	障害者や高齢者などが安全で快適に施設を利用できるよう、建築物等の通路、出入口や廊下などの幅員やスロープ、トイレ、エレベーターなどの整備基準を定めたもの。（平成 21（2009）年 10 月改正）
ふれあいの森（市民緑地）	緑の保全と活用を図ることを目的として、土地所有者から良好な樹林地を市が借り受け、散策路や休憩施設等を整備し、自然とふれあえる場として市民の利用に供するもの。
分区条例	港湾の陸域部分である臨港地区（*1）内の土地を、港湾とは無関係に、無秩序に使用されると、港湾の機能が阻害され、その使命を果たすことが困難となるので、このような弊害を除去するため、分区（*2）内において構築物の規制を行い、港湾とは無関係な構築物を制限することを定めた条例。 （*1）港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域（水域）と一体的に機能すべき陸域として、都市計画法の規定により定められた地区 （*2）港湾の機能を十分に発揮させることを目的として、臨港地区を機能別に区分したもの（川崎港では、臨港地区に「商港区」「工業港区」「修景厚生港区」の3つの分区が指定されている。）
防災再開発促進地区	延焼の危険性をはじめ倒壊危険性や避難困難性など、防災上の危険性が特に高い地域のうち、一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区のこと。

ま行

マイコンシティ	これからの産業をリードし、将来の発展が最も期待されるエレクトロニクス関連産業をはじめ通信・情報処理・ソフトウェア業などの研究開発機能等を集積し、創造発信都市として新しい産業基盤と雇用の創出を図ることを目的に整備された地区。（麻生区栗木地区）
緑の保全地域	「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められ、良好な緑を形成している土地の区域等を指定する制度。

や行

遊休農地	「農地法」において、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」又は、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地」と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと。
ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者をはじめ、誰もが分け隔てなく快適に生活できるようにしていくこと。
ユニバーサルデザインタクシー	車いす使用者をはじめ、その他の障害者や高齢者も乗り降りしやすい、誰もが利用できるタクシーのこと。
用途地域	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。機能的で安全な住みよい都市をつくるために、合理的な土地利用計画の基に、建物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどについて、適正なルールを定めるもの。

ら行

ライフライン	電気・ガス・上下水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必要な設備や機能のこと。
緑地保全協定	「緑地保全事業要綱」に基づき、緑地を保全するため所有者と協定を結ぶ制度。協定地の適正な緑地保全に努めるため、市が管理費の一部を助成している。
緑化推進重点地区	都市の顔となる地区として、重点的な緑化を推進することが効果的な地区、市街地開発事業等と連携して計画を策定することが可能な地区、緑による良好な住環境の形成を図ることができる地区。
緑化地域	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、一定規模以上の敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるもの。
連続立体交差化	鉄道と道路が平面交差する箇所が連続して立体交差化されること。これにより交通渋滞や鉄道による地域分断が解消される。
連担建築物設計制度	既存建築物を前提に設計調整することにより、容積率制限等を一体的に適用する特例制度。

川崎市都市計画マスタープラン全体構想

発行 川崎市

○編集

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

住所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2713

FAX 044-200-3969

E-MAIL 50tosike@city.kawasaki.jp

○都市計画マスタープランホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-1-1-9-3-0-0-0-0-0.html>

平成29年3月30日改定版 初版



Colors, Future!
いろいろって、未来。

川崎市

